



裁判長 認 印	印
------------	---

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 0 年 (才) 第 1 7 3 1 号 平成 2 0 年 (受) 第 2 0 9 9 号
決 定 日	平成 2 1 年 1 月 3 0 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	竹 内 行 夫 今 井 功 中 川 了 滋 古 田 佑 紀
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成 2 0 年 (ネ) 第 6 7 5 号 (平成 2 0 年 9 月 1 0 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 3 1 2 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 2 1 年 1 月 3 0 日

最高裁判所第二小法廷

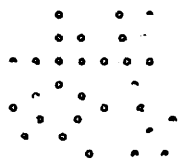
裁判所書記官 後 藤 照 幸 印

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 後 藤 照 幸





当事者目録

上	告	人	兼	申	立	人	マ	リ	ッ	ク	・	ベ	ル	カ	ン	ヌ	
上	告	人	兼	申	立	人	シ	ル	ヴ	ァ	ン	・	デュ	フ	ロ		
上	告	人	兼	申	立	人	平		野	川			具	直	精	か	和
上	告	人	兼	申	立	人	西		畑	内			精	ゆ			り
上	告	人	兼	申	立	人	小		田	野			博	賢	史		光
上	告	人	兼	申	立	人	堀		林	田			賢	史	玲		治
上	告	人	兼	申	立	人	増		田	谷			史	玲	友		高
上	告	人	兼	申	立	人	菅		市	田			友	保	和		三
上	告	人	兼	申	立	人	小	幡	矢	崎			保	和			二
上	告	人	兼	申	立	人	福		野	桐			和				彦
上	告	人	兼	申	立	人	私		野	本			タ	カ	ヤ		彦
上	告	人	兼	申	立	人	上		桐	倉							ス
上	告	人	兼	申	立	人	大		本	浦							巖
上	告	人	兼	申	立	人	神		倉	沢							至
上	告	人	兼	申	立	人	佐		浦	中							彦
上	告	人	兼	申	立	人	田		沢	井							彦
上	告	人	兼	申	立	人	寺		中	原							修
上	告	人	兼	申	立	人	新		井	原							孝
上	告	人	兼	申	立	人	三		原								昭
上	告	人	兼	申	立	人	柳		原								博
上	告	人	兼	申	立	人	田		原								幸
上	記	22	名	訴	訟	代	理	人	酒	石							郎
上	被	上	告	人	兼	相	手	方	石	東							都
上	被	上	告	人	兼	相	手	方	石	東							郎
上	同	代	表	者	知	手	方	事	石	東							太
									原	京							太
									原								郎

ほか